

2019年2月1日から、作業中の墜落を制止するための器具の規制が強化されました。

2019年2月1日、厚生労働省は労働者の墜落を制止する器具（以下「墜落制止用器具」）の安全性の向上と適切な使用を図るため、旧規格「安全帯の規格」を改正し、新規格「墜落制止用器具の規格」を制定しました。

1. 規格改正のポイント

1.安全帯が「墜落制止用器具」に変更

「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められました。

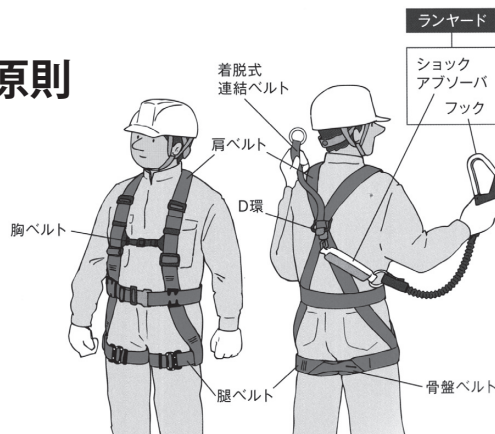
「墜落制止用器具」として認められる器具は次のとおりです。

- ①フルハーネス型
- ②胴ベルト型

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。

2.墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さが6.75m以下、一般的な建設業では5m未満を推奨）は「胴ベルト型」を使用できます。



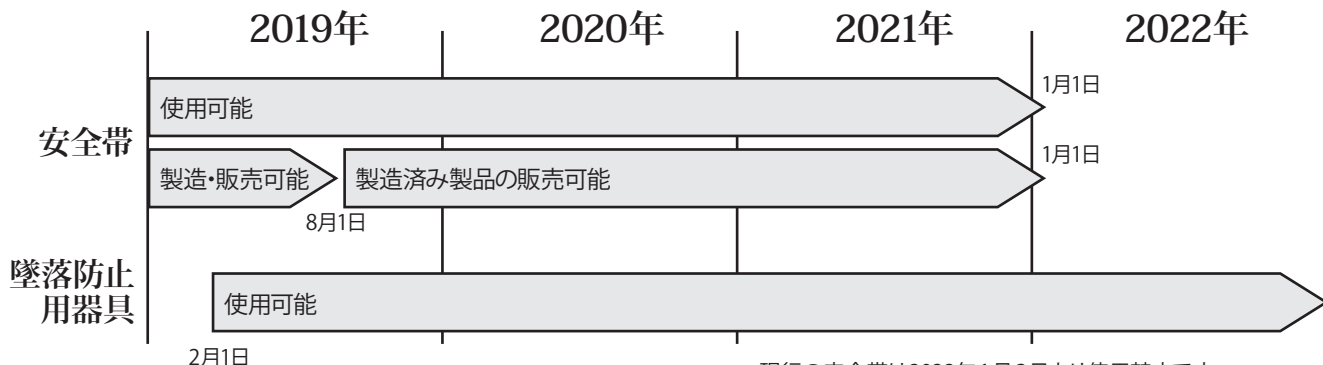
3.「安全衛生特別教育」が必要

次の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）」
(労働安全衛生法 第59条)

特別教育は、建設業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、労働基準協会を受講できます。

2. 改正のスケジュール



・現行の安全帯は2022年1月2日より使用禁止です。
・新規格の墜落制止用器具は2019年2月1日より使用可能です。